

鉾田市下水道等接続工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉾田市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第118号）第5条及び鉾田市下水道条例（平成24年条例第16号）第3条（以下「条例等」という。）に規定する排水設備の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとし、当該補助金の交付に関しては、鉾田市補助金等交付規則（平成17年鉾田市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、下水道等の処理区域内において排水施設に接続する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、官公署については除く。

- (1) 茨城県湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金交付要項第3条又は茨城県農業集落排水施設接続支援事業費補助金交付要項第3条に該当する者
- (2) 下水道等の処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た者
- (3) 農業集落排水事業建設分担金、公共下水道事業受益者負担金、その他市税等を滞納していない者

2 前項の規定に該当する者で、次の各号のいずれにも該当するものは、加算して資金の補助をする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の属する世帯にある者に、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の4月1日において満18歳未満の者又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の3月31日時点で満65歳以上の者がいるもの
- (2) 申請者の属する世帯のうち、収入のある者の市民税の課税対象所得(申請時における最新のもの)の合計額が348万円以下であるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、1世帯の工事につき4万円とする。

2 前条第2項に該当する者は、1世帯の工事につき工事に要した費用から前項の補助金の額を控除した額(千円未満端数切捨て)を加算するものとする。ただし、その額が35万円を超えるときは、35万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 申請者は、鉾田市下水道等接続工事費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、工事着手前に市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- (2) 申請者の完納証明書又は納税証明書
- (3) 第2条第2項に該当するものについては、次に掲げる書類
ア 世帯の課税対象所得計算表（様式第1号 別紙）

イ 申込み世帯構成人全員の課税対象所得が分かる証明書。ただし、世帯の課税対象所得計算表（様式第 1 号 別紙）の課税対象所得の照会に係る同意書に署名する場合、鉾田市在住者については添付を省略できる。

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、鉾田市下水道等接続工事費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請等)

第 6 条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更する場合、又は補助金交付決定を受けた工事（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、鉾田市下水道等接続工事費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により、補助事業の内容変更を承認したときは、鉾田市下水道等接続工事費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、鉾田市下水道等接続工事費補助金実績報告書兼請求書（様式第 5 号）に、受けようとする補助の種類ごとに定める添付書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書又は工事費内訳明細書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）

(2) 工事写真（施工前の汚水処理状況、施工中及び完了の状況がわかるもの）

(3) 補助事業に係る工事費内訳明細書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 8 条 市長は、前条の実績報告があった場合は、その内容を審査し、鉾田市下水道等接続工事費補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による補助金額の確定後、鉾田市下水道等接続工事費補助金交付請求書（様式第 7 号）による補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請，届出，その他不正な行為があったとき。

(2) 市長が特に適当でないと認めたとき。

- 2 市長は，第1項の規定により，補助事業の取消を決定したときは，鉾田市下水道等接続工事費補助金取消通知（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は，前条の規定により補助金の交付を取り消した場合，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，鉾田市下水道等接続工事費補助金返還命令書（様式第9号）により補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，令和4年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は，令和9年3月31日限り，その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，令和5年4月1日から施行する。

（鉾田市下水道等接続工事費補助金交付要綱の廃止）

- 2 鉾田市下水道等接続工事費補助金交付要綱（令和4年4月1日告示第108号）は廃止する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

銚田市下水道等接続工事費補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

銚田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第 4 条の規定により，下記の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

交付申請額	金 円	
補助の種類	☐ 通常分	☐ 加算分
施行場所	銚田市	
対象家屋の世帯構成人数	人	
土地の所有区分	☐ 本人所有	☐ 借 地
家屋の所有区分	☐ 本人所有	☐ 借 家

添付書類

- (1) 工事見積書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- (2) 申請者の完納証明書又は納税証明書
- (3) 第 2 条第 2 項に該当するものについては, 次に掲げる書類
 - ア 世帯の課税対象所得計算表（様式第 1 号 別紙）
 - イ 申込世帯構成人全員の課税対象所得が分かる証明書（課税証明書・非課税証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

世 帯 の 課 税 対 象 所 得 計 算 表

- ・世帯構成人全員の氏名，年齢，課税対象所得金額を入力すること。（非課税者，及び課税対象所得金額が 0 円の者も含む）
- ・所得者が 2 名以上いる場合は，それぞれの課税対象所得金額を記入し，合計値を記入すること。

	（ ふ り が な ） 世帯構成人 氏 名	生年月日	課税対象所得金額
①		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
②		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
③		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
④		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
⑤		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
⑥		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
⑦		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
⑧		（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 ） 年 月 日（満 歳）	円
課税対象所得金額の合計額 （①～⑧の合計）			円

※銚田市在住者の課税対象所得金額の照会および表内への記入について，銚田市上下水道部下水道課がおこなうことに同意する場合は，下記の同意書に署名捺印をすること。

課税対象所得の照会に係る同意書

私は，銚田市下水道等接続工事費補助金の交付申請において，銚田上下水道部下水道課が，銚田市在住の世帯構成人の課税対象所得について，照会をおこなうこと，及び照会結果を世帯の課税対象所得計算表に記入をすることに同意します。

住 所：

申請者名：

㊞

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市下水道等接続工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された銚田市下水道等接続工事費補助金交付申請につきましては、銚田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	☐ 決定 ☐ 却下
交付決定額	金 円
却下の場合の理由	
支払方法	金融機関への口座振込み
備考	

年 月 日

銚田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

銚田市下水道等接続工事費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた銚田市下水道等接続
工事費補助金の申請内容を下記のとおり変更（中止）したいので，銚田市下水道等接続工
事費補助金交付要綱第 6 条の規定により届出します。

記

（下記 1～3 のいずれかを○で囲み理由を記入）

1 補助金申請内容の変更

(1) 事業を変更する理由及び内容

① 事業を変更する理由

② 変更内容

ア 補助所要額の変更（変更申請額）	金	円
（交付決定済額）	金	円
（増 減 額）	金	円

イ その他

2 補助事業の中止

(1) 事業を中止する理由

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市下水道等接続工事費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった銚田市下水道等接続工事費補助金については、銚田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する・不承認とする

2 変更事項

（1）補助所要額の変更

① 変更前交付決定額 金 円

② 変更後交付決定額 金 円

（2）補助事業の中止

3 条件（不承認理由）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

鉾田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

鉾田市下水道等接続工事費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった鉾田市下水道等接続工事費補助金について、事業を完了したので鉾田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

1 補助金交付決定額

金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書又は工事費内訳明細書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- (2) 工事写真（施工前の汚水処理状況，施工中及び完了の状況がわかるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市下水道等接続工事費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった銚田市下水道等接続工事費補助金については、銚田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

様式第7号（第9条関係）

銚田市下水道等接続工事費補助金交付請求書

請求金額 金 円

銚田市下水道等接続工事費補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

銚田市長 様

補助事業者 住所
氏名 印

補助金振込先口座

金 融 機 関 名	
本 店 ・ 支 店 名	
預 金 種 目	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
（ フ リ ガ ナ ） 口 座 名 義	

様式第 8 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

鉾田市長

鉾田市下水道等接続工事費補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鉾田市下水道等接続工事費補助金について、交付決定の一部（全部）の取消を決定したので、鉾田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 取消決定した補助の種類
2. 取消理由

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市下水道等接続工事費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した銚田市下水道等接続工事費補助金について、銚田市下水道等接続工事費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 金 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 理 由	
返 還 方 法	